

## 序 章

### I. 制度改正の趣旨

経済活動のグローバリゼーションが進展する中で、工業所有権制度の国際調和を図ることは、世界の貿易・投資を更に拡大し、世界経済の発展に寄与するとともに、我が国の変化する産業構造を支える基盤を整備する意味でも極めて重要である。

これまで我が国は、GATT・TRIPS 交渉や WIPO 特許ハーモナイゼーション条約交渉等の場を通じ、工業所有権制度の国際調和に努めてきたところであるが、TRIPS 交渉については平成 5 年 12 月に合意に至り、知的所有権について各国が遵守すべき最低限の保護規範が定められた。また、日米包括協議においても知的所有権が協議項目として取り上げられ、日本側が英語による特許出願の許容、特許付与後の異議申立制度への移行等の措置を講じ、米国側が特許期間の適正化、早期出願公開制度の導入等を図ることで平成 6 年 1 月及び 8 月に合意がなされた。

今回の制度改正は、WTO・TRIPS 協定、日米包括協議における合意等最近の工業所有権制度の国際調和の動きに対応するものであるが、特に特許法については、改正内容が多岐にわたり、大幅な改正となった。我が国の特許制度については、ここ十年間技術開発成果の迅速かつ十全な保護を図る観点から、累次にわたる改正が行われてきたが、今般の改正によりその制度作りも主要な部分はほぼ完成し、国際的にみても遜色のない特許制度が整備されることとなつた。

### II. 改正法成立までの沿革

今回の制度改正の内容は、平成 6 年 5 月、工業所有権審議会において検討が

開始され、4回にわたる法制部会における審議を経て、同年9月7日「特許法等の改正に関する答申」としてとりまとめられた。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、同答申（付与後異議申立制度については平成4年12月18日の工業所有権審議会答申）を踏まえて策定され、平成6年10月21日閣議決定された後、同月24日に国会に提出された。同法案は、世界貿易機関設立協定に関する法案として衆議院世界貿易機関設立協定に関する特別委員会（衆WTO特委）において審議されることとなり、同委員会における同年11月7日から12月1日までの間の10日間の質疑及び採択を経て、12月2日衆議院本会議において全会一致で可決された。また、参議院においては、参議院世界貿易機関設立協定に関する特別委員会（参WTO特委）における11月24日から12月8日までの間の6日間の質疑及び採択を経て、同日参議院本会議において全会一致で可決、成立した。

同法律は、12月14日に平成6年法律第116号として公布され、改正事項別に平成7年1月1日、同年7月1日及び平成8年1月1日から順次施行される。

#### 【特許法等の一部を改正する法律の沿革】

平成6年5月25日 第29回総会（当面の審議事項について）

6月14日 第25回法制部会（TRIPS協定、英語出願制度）

6月22日 第26回法制部会（明細書記載要件、クレーム解釈）

8月1日 第27回法制部会（その他項目、答申素案）

9月7日 第30回総会及び第28回法制部会

（特許法等の改正に関する答申とりまとめ）

10月21日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定

24日 同法案国会提出

11月2日 衆WTO特委設置・衆本会議 趣旨説明

7日 衆WTO特委 提案理由説明

17日 衆WTO特委 審議開始

21日 参WTO特委設置・参本会議 趣旨説明

- 24日 参 WTO 特委 提案理由説明
- 12月 1 日 衆 WTO 特委 採択（全会一致）
- 2 日 衆本会議 可決（全会一致）
- 5 日 参 WTO 特委 審議開始
- 8 日 参 WTO 特委 採択（全会一致）  
参本会議 可決（全会一致）・成立
- 14日 公布（平成 6 年法律第116号）
- 平成 7 年 1 月 1 日 施行（弁理士法関係の改正）
- 7 月 1 日 施行（付与後異議申立制度関係以外の改正）
- 平成 8 年 1 月 1 日 施行（付与後異議申立制度関係の改正）